

「第 6 次エネルギー基本計画」 批判

2021.10

請戸耕市

目次

- 【Ⅰ】 「エネ基」をどう読む？
- 【Ⅱ】 「エネ基」のキホン
- 【Ⅲ】 カーボンニュートラルの狙い
- 【Ⅳ】 本音は「再エネ潰し」「原発死守」
- 【Ⅴ】 「60年超運転」「新增設」へ
- 【Ⅵ】 「共生」という支配

【Ⅰ】「エネ基」をどう読む？

[素案② 目次 (章以外は省略)]

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後 10 年の歩み

2. 第五次エネルギー基本計画策定時からの情勢の変化
3. エネルギー政策の基本的視点(S+3E)の確認
4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応
5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応
6. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた産業・競争・イノベーション政策と一体となった戦略的な技術開発等の推進
7. 国民各層とのコミュニケーションの充実

* 「第6次エネルギー基本計画（素案）の概要」（7月21日）は「素案の概要」と表記

* 「第6次エネルギー基本計画（素案②）」（8月4日）は「素案②」と表記

「素案② 目次」の章立てだけを抜粋したがそれを見ると、「素案②」は、「2050年カーボンニュートラル」という目標が大書きになっており、地球温暖化をはじめとする環境危機に真剣に向き合おうとしているように読める。

さらに本文を見ていくと、「東電福島第一原発事故の反省」「原子力については可能な限り依存度を低減する」「再生可能エネルギーの主力電源化」といった文言が目に入る。

逆に、「60年超運転」「リプレイス」「新增設」といった懸案の言葉は見つからない。

従来の戦略から後退しているのか、とも読めてしまう。

しかし、他方で、「原子力は重要なベースロード電源」「2030年電源構成目標の20～22%」という文言や数字もあり、これが「反省」「再エネが主力」「原発は低減」という言葉とどう整合するのかという疑問がわく。

◆原子力話法

ところで、原発推進派の中心部分は「素案」を次のように評価している。

◎日本原子力産業協会・新井史朗理事長

「原子力を活用する方針が示されたものと認識する。原子力が価値を最大限発揮し、『2050年カーボンニュートラル』の実現に貢献できるよう精一杯取り組んでいきたい」（7月27日会見 原子力産業新聞）

◎山際大志郎・衆院議員（自民党・総合エネルギー戦略調査会事務局長）

・「原子力はゼロにならないことを今回宣言した」

・「(40年超・60年超の運転について)直接的表現ではないが素案に書き込まれている」（7月28日 電気新聞）

これが、原発推進派の認識である。とくに原発推進派の急先鋒である山際議員の「(40年超・60年超の運転について)直接的表現ではないが素案に書き込まれている」(7月28日電気新聞)という言葉は裏で仕切る者の本音である。なお、山際議員は、今般の岸田内閣に経済再生相として入閣した。

心にもない言葉で飾り、背反する事柄を並列させながら、本当の意図を、言外に、通奏低音として貫徹するというやり方こそ、「原子力話法」なのだ。

「2050年カーボンニュートラル」とか「脱炭素」とは、環境危機にかこつけているだけで、その本当の意図は、それを材料にして成長戦略を追求するという事なのだ。

また、「脱炭素」「再生可能エネルギー推進」を押し出しているのは、国際政治や世論を意識して表向きそう振る舞っているのもあって、本旨は、「再生可能エネルギー潰し」「大手電力会社防衛」「原発死守」なのだ。

そして、「日本の脱炭素は結局、原子力以外にはないのだ」ということが土台的な主張なのだ。

◆核政策としての原発

たしかに、原子力は、産業としてもはや斜陽であり、政策的にも行き詰まっていることは見るまでもない。

しかし、忘れてはならないのは、原子力の始まりは、発電ではなく、核戦争政策の一環なのだ。そして、日本は、それ以外にない核政策として原発に固執してきた。

先頃の自民党総裁選では、安倍・麻生を後ろ盾とした岸田と、石破・小泉と組んだ河野の争いとなった。その争点はいろいろ挙げられるが、少なくとも、核政策としての原発ということを相対化する河野・小泉を、安倍らは絶対に阻止する必要があるということ間違いはない。

◆「原発死守」への執念

ここを見誤ってはならない。

だから、例えば、[素案②]について、「いろいろ問題はるが、脱炭素・再生可能エネルギー推進という方向は歓迎していいのでは」とか、「再生可能エネルギー推進と言いながら、原発も化石燃料もというのは整合していないのでは」とった見方は、「原子力話法」で書かれた「原発死守」「核政策堅持」への執念を見誤っているだろう。

・ ・ ・

以下、「原子力話法」を読み解きながら、[素案②]の本旨が、

- ・「再生可能エネルギー潰し」
- ・「大手電力会社防衛」
- ・「原発死守」

にあるということを明らかにしていきたい。

【Ⅱ】「エネ基」のキホン

●「素案」から閣議決定へ

2021年7月21日 経産省「第6次エネルギー基本計画（素案）の概要」20p

8月4日 「同」（素案②）」121p

10月4日までパブリックコメント（終了）

10月中に閣議決定

●「素案の概要」と「素案②」

「素案の概要」は本文15pで資料も合わせて20pで、とりあえず概観をつかむにはいいが、しかし、あくまでも骨子であり、しかも、表向き都合のいい文言を押し出し、本音に関わる文言は出さないようになっている。だから、しっかりと批判的に検討するのは、「素案の概要」ではなく、「素案②」を読む必要がある。

●そもそもエネルギー基本計画とは？

・エネルギー需給に関する国の中長期的政策の基本指針。2002年制定のエネルギー政策基本法に基づき、2003年に初めて策定。3～4年ごとに改定。

・計画は閣議決定され、電力会社や地方自治体は計画の実現に向けて協力する責務を負う。

●政治動向とこれまでのエネルギー基本計画

・小泉政権（01年4月～06年9月）
03年 第1次エネ計画
・京都議定書発効（05年1月）
・第一次安倍政権（06年9月～07年8月）

07年 第2次エネ計画
・洞爺湖サミット（08年8月） ・民主党政権（09年9月～12年12月）
10年 第3次エネ計画
・東電福島第一原発事故（11年3月） ・第二次安倍政権（12年12月～20年9月）
14年 第4次エネ計画
・第二次安倍政権 ・パリ協定（15年12月）
18年 第5次エネ計画
・菅政権（20年9月～） ・菅首相「2050年カーボンニュートラル宣言」（20年10月） ・米政権トランプからバイデンへ（21年1月）
21年 第6次エネ計画

●基本計画を策定しているのはどういう人たち？

経産省の外局である資源エネルギー庁の下にある審議会「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」が「計画」を策定している。

その審議会に参加経験のある、原発批判的な専門家は、次のように評している。

◎大島堅一龍谷大教授（エネルギー調査会基本問題委員会委員）

・「ごく少数の委員を除き、ほとんどの委員が現実離れした要求や主張を繰り返し述べている」

◎故・吉岡斉九大教授（エネルギー調査会臨時委員／東電福島原発事故調査・検証委員会委員）

・「エネルギー一家の家族会議」

今次のメンバーは以下。

◆総合資源エネルギー調査会「基本政策分科会」委員等名簿

分科会長：坂根 正弘（株）小松製作所相談役

委員：秋元 圭吾（公財）地球環境産業技術研究機構システム研究グループリーダー

伊藤 麻美 日本電鍍工業（株）代表取締役

柏木 孝夫 東京工業大学特命教授
橘川 武郎 東京理科大学イノベーション研究科教授
工藤 禎子 (株)三井住友銀行常務執行役員
崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー・NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
武田 洋子 (株)三菱総合研究所政策・経済研究センター副センター長チーフエコノミスト
辰巳 菊子 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問
寺島 実郎 (一財)日本総合研究所会長
豊田 正和 (一財)日本エネルギー経済研究所理事長
中上 英俊 (株)住環境計画研究所代表取締役会長
西川 一誠 福井県知事
増田 寛也 野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授
水本 伸子 (株)IHI 常務執行役員調達企画本部長
山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授
山口 彰 東京大学大学院工学系研究科教授

◆総合資源エネルギー調査会「原子力小委員会」委員等名簿

委員長:安井 至 独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

委員:秋池 玲子 ホストコンサルティンググループシニアパートナー&マネージングディレクター

遠藤 典子 東京大学政策ビジョン研究センター客員研究員

岡 素之 住友商事(株)相談役

岡本 孝司 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授

開沼 博 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 特任研究員

崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長

佐原 光一 中核市市長会 会長/愛知県豊橋市長

【Ⅲ】カーボンニュートラルの狙い

●2050年カーボンニュートラルとは？

政府の説明をそのまま言えば、「2050年には、温室効果ガスについて、排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ということだ。「素案②」の他に、環境省、資源エネルギー庁の説明も見てみる。

【脱炭素社会の実現】

[環境省HP カーボンニュートラルとは]

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として――

- ・世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）
- ・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

――等を合意しました。

この実現に向けて、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げているところです。

【産業構造の大転換と力強い成長を】

[資源エネルギー庁HP 「カーボンニュートラル」って何ですか？]

「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」

ここで第一に着目すべきは、「温室効果ガス」というワードです。つまり、日本が目指す「カーボンニュートラル」は、CO₂だけに限らず、メタン、N₂O（一酸化二窒素）、フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にすると述べているわけです。

次に着目すべきワードは、これらの温室効果ガスについて、「排出を全体としてゼロにする」とのべているところです。「全体としてゼロに」とは、「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味します。つまり、排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかったぶんについては同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロ、正味ゼロ（ネットゼロ）を目指しましょう、ということです。これが、「カーボンニュートラル」の「ニュートラル（中立）」が意味するところです。

…

「カーボンニュートラル」はいろいろな意味で使われることがある言葉ですが、日本が目指す「カーボンニュートラル」とは、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを意味しています。…では、なぜ、カーボンニュートラルの実現を目指しているのでしょうか？

それは、みなさんもお存じのとおり地球温暖化への対応が喫緊の課題であることに加え、カーボンニュートラルへの挑戦が次の成長の原動力につながるからです。

世界では、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ、大胆な投資をする動きがあいつぐなど、気候変動問題への対応を“成長の機会”ととらえる国際的な潮流が加速しています。世界中のビジネスや金融市場も、その潮流の中で大きく変化しています。カーボンニュートラルへの挑戦は、社会経済を大きく変革し、投資をうながし、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出すチャンスなのです。

【気候変動・脱炭素化を巡る覇権争い】

[素案② はじめに]

気候変動問題は人類共通の喫緊の課題として認識されている。…こうした中、先進国をはじめとして各国は、脱炭素化に向け、技術のみならず、国際的なルール形成の局面において、自国の産業構造などを踏まえ自国に有利なルール作りに邁進し、また、事業者も脱炭素技術を利用した競争力強化に取り組み始めている。21世紀以降、デジタル技術における覇権争いに、新たに気候変動、脱炭素化を巡る覇権争いの要素も加わり、日本としても国際的なルール作りのみならず、これまで培ってきた省エネルギー技術や脱炭素技術、カーボンニュートラルに資する新たなイノベーションにより国際的な競争力を高めていくことが求められている。

…変化への対応を誤れば、産業競争力を失いかねない。一方で、日本が国際的なルール作りを先導し、日本が有する脱炭素技術を世界とりわけアジアにおける脱炭素化への課題解決に活かしていけば、新たな成長産業を産み出す契機にもなり得る。

[素案② 2章]

我が国として、持続的な経済成長とカーボンニュートラルの両立に向け、日本の脱炭素技術を活用し、アジア等各国の現実的なトランジションの取組を支援することは、アジアのエネルギー安全保障の確保や、世界とりわけアジアの脱炭素化に貢献するとともに、新たな成長産業を産み出すことにもつながる。

…

(1) ④「経済と環境の好循環」を生み出すためのグリーン成長戦略

積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながっていく。こうした「経済と環境の好循環」を実現するため、革新的環境イノベーション戦略（2020年1月 統合イノベーション戦略推進会議決定）も踏まえ、2021年6月に「グリーン成長戦略」（関係府省庁1決定）を策定した。

産業界には、2050年カーボンニュートラルを見据え、これまでのビジネスモデルや戦略を根本的に変えていく必要がある企業が数多く存在すると考えられる。他方、これは新しい時代をリードしていくチャンスでもある。大胆な投資をし、イノベーションを起こすといった民間企業の前向きな挑戦を、全力で応援するのが、政府の役割である。

…

(2) ①米中対立などによる国際的な安全保障における緊張感の高まり

近年、米中の中で、通商問題や先端技術をめぐる競争や新型コロナ対応など様々な分野で厳しく対峙し、…そうした米中対立の激化により、アジア太平洋地域における緊張感が高まっており、経済安全保障エネルギー安全保障の重要性がこれまでになく高まっている。

一方で、太陽光パネルやEVを支える蓄電、デジタル化技術、原子力といった脱炭素化を担う技術分野での中国の台頭は著しい。我が国の太陽光パネルの自国企業による供給は、ここ数年で大きく低下し中国に依存する状況になってきている。こうした状況変化の中、エネルギーのサプライチェーンの中でコア技術を自国で確保し、電動車や再生可能エネルギー設備に欠かせない銅やレアメタルなどの鍵となる物資を確保することの重要性が増している。そのためには、上流の資源開発から下流の最終製品化、それぞれの過程に必要となる技術を含めたサプライチェーン上の脆弱性の克服に取り組んでいく必要がある。

◆地球温暖化などの環境危機の進行

まず、環境危機が進行しているという事実である。

これについて、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の最新の報告書では大要、次のようにして指摘している。

[IPCCの第6次評価報告書（2021年8月9日）・大要]

・温暖化について疑う余地はない。

- ・そして温暖化は加速している。
- ・人間活動が温暖化の要因である。

ICPP¹は、国連と世界気象機関(WMO)により設立された政府間機構。地球温暖化に関する最新の知見、その対策技術や政策の評価を行う学術的な機関とされている。

もっとも、IPCC も、立場としては経済成長を大前提にしている。また、「原子力は温室効果ガス排出を削減するためのオプションの一つであることは確実だ」² (ICPP ラジェンドラ・パチャウリ議長) とも述べている。

このように、IPCC には問題があり、様々な議論の余地はあるが、「温暖化について疑う余地はない」「温暖化は加速している」「人間活動が温暖化の要因である」という点については確認してよいだろう。

◆「大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！」

さて、地球温暖化をはじめとする現在の環境危機は、ICPP 報告書の指摘する通り、「人間活動が温暖化の要因である」わけだが、そこで言う「人間活動」の何がどう問題なのか。

人間活動が超歴史的に問題なのではなく、資本主義という社会において、人間活動が資本の価値増殖運動として展開され、経済成長が自己目的的に追求されるようになって、「人間と自然との間の物質代謝」が大きく破壊・攪乱されていること、これが問題なのだ。人間活動は、いつでも、資本の価値増殖の運動としてあったわけではない。資本主義という特殊な社会の下で、人間活動が資本のシステムという形態で行われ、資本を抜きに人間活動が成り立たなくさせられている。そして、資本の価値増殖運動としての人間活動が、今やグローバル化かつ過剰化し、地球環境にたいする負荷がその限界をこえようとしているのである。

だからこそ、人間活動をいやが上にも規定している資本というシステムを除去すること、すなわち、脱・経済成長＝脱・価値増殖運動＝脱・資本主義によってしか環境危機は解決しない。その一步として、資本の運動にたいするグローバルで社会的な規制が必要なのだ。

だから、資本家が資本家であり、資本主義が資本主義である限り、環境危機を解決することはできない。資本家たちの本性は、「大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！」³である。⁴

¹ 気候変動に関する政府間パネル Intergovernmental Panel on Climate Change の略称。

² 動画『Nuclear for Climate』／2015年2月20日 一般社団法人・日本原子力産業協会 HP

³ K・マルクス『資本論』第1部第3篇第8章・労働日：「“大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！”これがすべての資本家およびすべての資本家国民のスローガンである。それゆえ、資本は、社会によって強制されるのでなければ、労働者の健康と寿命にたいし、なんらの顧慮も払わない」

⁴ 齊藤幸平『人新世の「資本論」』参照

◆新たな成長戦略と覇権争い

ところで、「カーボンニュートラル」という取り組みは、資本の運動にたいする一定の規制にはならないのか？

たしかに、現実の環境危機にたいして、国際世論が危機感をもって高揚し、各国政府や資本家団体もそれを無視できなくなっていることはたしかだ。

しかし、政府や資本家団体のレベルの議論や政策は全く違う次元で行われている。

端的に言えば、政府や資本家団体の議論は、環境危機に真剣に向き合うものではなく、環境危機にかこつけ、環境危機を材料にして、新たな経済成長を追求し、そして、大国間の国際競争・覇権争いにおいて相手を蹴落とすために、環境規制の議論をしているに過ぎないのである。このことを見誤ってはならない。

- ・アメリカ：グリーン・ニューディール
- ・中国：全国統一炭素排出権取引市場、グリーン水素発展戦略
- ・EU：欧州グリーンディール

いまや各国にとって、「脱炭素」が産業政策の中心テーマなのだ。再生可能エネルギーや電気自動車を普及させるために大型財政出動や公共投資を行い、他方で、温暖化対策が不十分な国からの輸入には炭素税を課して規制する。そういう形で、グローバルゼーション下の新たな国際競争・覇権争いが始まっているのだ。

◆立ち遅れる日本とアメリカからの圧力

そういう世界のすう勢の中で、日本は「化石賞⁵」の常連国であり、その取り組みは、米・EU・中国に比しても、大きく後塵を拝している。

「脱炭素に全力で向かわなければ国際競争で取り返しのつかない敗北を喫することになる」
(産業政策に詳しい有識者)

菅首相（当時）が、この間、遅ればせながら、「2050年カーボンニュートラルを目指す」（2020年10月）と宣言し、「グリーン成長戦略」（2020年12月）を発表。さらに、「2030年の温暖化ガス削減目標は2013年度から46%削減する」（2021年4月）と表明した。

この日本の一連の動きは、「化石賞」を反省し、「地球温暖化対策」「脱炭素」に戦略的に転換したといった褒められた話でもない。アメリカの政権がトランプからバイデンに交代し、バイデンが、グリーンを巡る覇権争い・対中国戦略に日本を動員するために圧力をかけ、それにたいして日本が、とくに深い考えも準備もなく「46%」という数字を言ってみたというのが真相だ。

◆「脱炭素で経済成長を」は成立しない

⁵ 国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP）や、事前に開かれる国連気候変動交渉会議などの会期中、地球温暖化対策への姿勢が積極的でない国などにたいして、環境NGOなどから、非難と皮肉を込めて授与される賞。

ところで、各国が、「地球温暖化対策」「脱炭素」を、「新たな経済成長のチャンス」「産業政策の中心テーマ」としてしのぎを削っているということを見てきたが、これは、「地球温暖化対策」「脱炭素」の技術革新をもってすれば、グリーンな経済成長が追求でき、また、経済が成長しても環境負荷が大きくなる、という考え方に基づいている。

しかし、残念ながらそうは行かない。「地球温暖化対策」「脱炭素」と経済成長はまさにトレードオフ（両立しない関係）なのだ。繰り返しになるが、環境危機は、資本の価値増殖の運動が原因だ。他方、経済成長とは、資本の価値増殖の運動のことだ。つまり、自家撞着も甚だしい話で、議論は土台から矛盾・破綻している。

自家撞着に薄々気づきつつ、「脱炭素で経済成長を」と掲げていることが、いかにデタラメであり、その本性が「大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！」なのだ。

【IV】本音は「再エネ潰し」「原発死守」

〔素案②〕には、確かに「再生可能エネルギーの主力電源化」「原子力については可能な限り依存度を低減する」という文言があるが、それはやはり「原子力話法」であって、全体の論理構成をつかみ取れば、本音は「再生可能エネルギー潰し」「大手電力会社防衛」「原発死守」である。

第一に、「S + 3 Eの大原則」をエネルギー政策の大原則として確認し、それに従えば、「再生可能エネルギーはダメ、原発しかない」という結論になるようになっている。

第二に、「再生可能エネルギーは主力電源」といいながら、「原発は重要なベースロード電源」と主役にすることによって、前者を脇役に押し戻していることである。

第三に、「原発は重要なベースロード電源」であり、再生可能エネルギーはあくまでも補助的な電源として「系統制約」をされるものとしていることである。

第四に、原発と大手電力会社にとって脅威になりつつある再生可能エネルギーを抑え込むために制度を変更し、再生可能エネルギーについて「自由競争」で淘汰し、原発については「国が前面に立って」防衛するとしていることである。

以上の4点を順に見ていく。

● 「S + 3 E」 = 原発を選択させる縛り

【S + 3 Eの大原則】

[素案② 3章]

エネルギー政策を進める上の大原則としての、安全性 (Safety) を前提とした上で、エネルギーの安定供給 (Energy Security) を第一とし、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合 (Environment) を図る、S + 3 Eの視点の重要性は従来と何ら変わりはないが、例えば、新型コロナウイルス感染症の教訓からエネルギー供給においても、サプライチェーン全体を俯瞰した安定供給の確保の重要性が認識されるといった新たな視点も必要となる。

こうした新たな視点を加えつつ、S + 3 Eの大原則を改めて以下のとおり整理する。

(1) あらゆる前提としての安全性の確保

…

…原子力はもちろんのことながら、その他のエネルギー源についても、安全性確保への不断の取組が求められる。

(2) エネルギーの安定供給の確保と強靱化

我が国は四方を海に囲まれ、化石資源に恵まれず、遠浅の海の面積はイギリスの8分の1、森林を除く平地面積はドイツの半分であり、自然エネルギーを活用する条件も諸外国と異なるなど、エネルギー供給の脆弱性を抱えている。資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国の大きな課題であり続けている。

…

こうした課題を克服し、エネルギーの安定供給 (Energy Security) を確保するため、多層的に構成されたエネルギーの供給体制が、平時のみならず、危機時にあっても適切に機能する強靱性 (レジリエンス) を高めていくことが重要である。

また、新たな脱炭素技術分野の重要性が増しつつあることを踏まえ、これまでのエネルギー自給率に加え、トランジションの観点も踏まえながら、サプライチェーン全体での安定供給体制を確保することの重要性が増している。

(3) 気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保

環境への適合 (Environment) については、前述したように、世界的な関心の高まりとともに重要性が急激に増している。

気候変動問題への取組に当たっては、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が特に重要となる。S + 3 Eのバランスを取りながら、エネルギーの脱炭素化に取り組むことは国の責務である。

…エネルギー供給面のみならず、サプライチェーン全体での環境への影響も評価しながら脱炭素化を進めていく観点が重要である。

…

(4) エネルギー全体の経済効率性の確保

エネルギーは、産業活動の基盤を支えるものであり、特に、その供給安定性とコストは、事業活動に加えて企業立地などの事業戦略にも大きな影響を与えるものである。

経済効率性（Economic Efficiency）の向上による低コストでのエネルギー供給を図りつつ、エネルギーの安定供給と環境負荷の低減を実現していくことは、産業界の事業拠点を国内に留め、我が国が更なる経済成長を実現していく上での前提条件となる。

◆「安定供給」「経済効率性」という縛り

「S + 3 E」とは、引用にある通り、「安全性 Safety」「エネルギーの安定供給 Energy Security」「経済効率性の向上 Economic Efficiency」「環境への適合 Environment」の頭文字を並べたもの。そして、これは、日本の「エネルギー政策の基本的視点」「エネルギー政策を進める上での大原則」だと言っている。

つまり、「S + 3 Eの大原則」に照らして、エネルギーの選択・構成は考えられなければならないと、全体に縛りをかけているのだ。注意して読むと、縛りをかける文言として随所に出てくる。

もちろん、ここでは、ストレートに“再生可能エネルギーはダメ”とか、“やっぱり原発がいい”などとは書き込まれていない。

しかし、「安定供給」「経済効率性」に照らしてみると、再生可能エネルギーは不安定・非効率ということになる。

それにたいして、原子力は、「安定供給」「経済効率性」において非常に優れており、しかも、「運転中は温室効果ガスの排出もない」ので「環境適合」であり、「安全性」については原子力に限った問題ではないから、「S + 3 Eの大原則」に照らすと、原子力が一番いいという結論が導かれるようになっている。

●「原発は重要なベースロード電源」

【「可能な限り原発依存度を低減」「原発は重要なベースロード電源」】

[素案② 1章]

東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては…原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。

[素案② 4章]

…再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り

組み、水素・CCUSについては、社会実装を進めるとともに、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。

[素案② 4章]

東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、安全を最優先し、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。

現状、実用段階にある脱炭素化の選択肢である原子力に関しては、世界的に見て、一部に脱原発の動きがある一方で、エネルギー情勢の変化に対応して、安全性・経済性・機動性の更なる向上への取組が始まっている。

[素案② 5章]

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望なエネルギー源である。S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

[素案② 5章]

原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。

◆原発が主役、再エネは脇役

「原子力については…可能な限り依存度を低減する」といい、「再生可能エネルギーの主力電源化」をうたっているが、しかし、「重要なベースロード電源」だとしている。これは、矛盾したことを言っているのか。そうではない。

上で見たように、ここで「S+3Eの大原則」が出てくる。それに照らすと、「原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もない」。だから、「長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」であるとしているのだ。

ベースロード電源とは、天候や昼夜の別なく、また情勢などにより供給が不安定化せず、一定量の電力を安定的に供給する、基礎を支える電源という意味でいわれている。[素案②]では、原子力を柱に、一部の火力・水力発電がベースロード電源に位置づけられている。

これにたいして、再生可能エネルギーについて、「S + 3 Eを大前提に」と押さえているのは、いわば風まかせの再生可能エネルギーには安定性に課題があり、ベースロード電源の役割は担えないという意味である。

その上で、国際情勢や世論などを鑑みて、2050年カーボンニュートラル宣言ということがあったので、再生可能エネルギーについては「主力電源」という位置にしている、というのが、[素案②]の趣旨である。

●再エネを「系統制約」

【系統を安定的に運用するために】

[素案② 5章]

再生可能エネルギーの最大限の導入に向けては、系統制約への対応が不可欠である。…従来の系統の安定性は、同期電源（火力、水力、原子力等）によって維持されてきたが、今後は、系統に占める非同期電源（太陽光・風力・蓄電池等）の割合が高まる中、系統の安定性を引き続き維持するための方策が重要となる。再生可能エネルギーの主力電源化を進める上で、これらの系統制約を解消していく必要がある。

…

従来、我が国の電力系統の整備状況は、再生可能エネルギーの立地ポテンシャルを踏まえたものに必ずしもなっておらず、再生可能エネルギーの導入量の増加に伴い、系統制約が顕在化している。

…

今後、自然変動電源（太陽光・風力）の導入が拡大することに伴い、出力変動が増大することが予想されるが、系統を安定的に運用するためには、電気の需要と供給を常に一致させるための対応を強化する必要がある。

◆需給バランスとベースロード

ところで、電力は、その需給バランスが重要だとされる。つまり、供給（電気をつくる量）と需要（電気を使う量）とが同じ時に同じ量になっている必要がある。この電力の需給バランスが崩れると、電気の供給に混乱を来たし、最悪、大規模停電を引き起こす（2018年9

月北海道胆振東部地震の際の全域ブラックアウト)。だから、電力会社には、電力需給の急変にたいして安定して電力を供給する責任と能力が求められる。

そこで、ベースロード電源は、この需給バランスを基礎において支えているという位置づけを与えられている。言い換えれば、例えば、季節的要因や経済動向などによって電力需要が減った場合でも、ベースロード電源の出力は一定・不変で維持され、ベースロード電源以外の電源の出力を抑制することで調整される。また、例えば、好天で風力や太陽光などの再生可能エネルギーの供給が増えたとしても、ベースロード電源である原子力は、そもそも出力調整が苦手なので、再生可能エネルギーの方の系統接続を制限することで、需給バランスを維持する。

この10年ほど、再生可能エネルギーがどんどん普及し出力も大きくなっている。しかし、電力会社の原発がベースロード電源として存在し、また、送電線が電力会社によって独占されていることによって、再生可能エネルギーは、電力会社によって系統への接続を制約されるということが続出している。

原子力をベースロード電源としてベースにするから問題が起こっているのだ。ところが、上の引用のように、[素案②]は、まさに「原子力がベースロード電源」という考えを墨守して、そのベースの上で、再生可能エネルギーの拡大に伴って、「系統の安定」を維持するかという風に転倒して問題を立てているのだ。

◆フレキシビリティ

これにたいして、次のような反論もあるだろう。

「いや、そんな風まかせの再生可能エネルギーを当てにできるわけがない。そんなことをしたら経済が成り立たない」

そうだろうか。ドイツでは、むしろ、2050年までに、電力需要の8割を太陽光や風力などの再生可能エネルギーで賄うという目標を立て、再生可能エネルギーをベースにして、過不足を、揚水水力、バイオマス、パワー・トゥ・ガス⁶などをフレキシブルに投入して、出力調整を行っていく考え方で進められているという。フレキシビリティこそが新時代の電力の概念であり、ベースロードは過去の概念になりつつある。⁷

また、技術的にも、スマートグリッド（次世代送電網）も実用化され、再生可能エネルギーなどの分散型電源と需給バランスの問題は解決しつつある。スマートグリッドとは、デジタル技術の革新により、電力の流れを供給側・需要側の双方から制御し、最適化できる送電網。もはやベースロード電源が不用になるときがくる。

⁶ 余剰電力を使って、水を電気分解して水素やメタンなどに変換し、貯蔵・再利用する技術

⁷ 「連載コラム ドイツエネルギー便り—ベースロード電源が邪魔者になる日」2015年6月18日/8月11日 梶村良太郎（ドイツ再生可能エネルギー・エージェンシー）/自然エネルギー財団 HP

● 「再エネは自立化へ」「原発は国が前面に」

【再エネは「市場競争で自立化へ」】

〔素案② 5章〕

我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、着実に低減が進んできてはいるものの、国際水準と比較すると依然高い状況にある。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、再生可能エネルギー賦課金は2021年度において既に2.7兆円に達すると想定されるなど、今後、国民負担を抑制しつつ導入拡大との両立を図っていく必要がある。このため、再生可能エネルギーのコストを他の電源と比較して競争力ある水準まで低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していく。また、再生可能エネルギーの自立化に向けたステップとして、電力市場における需給の状況に応じた行動を再生可能エネルギー発電事業者が自ら取ることを促していくことも重要である。このため、再生可能エネルギーの早期の自立化に向けて、コスト低減や電力市場への統合を積極的に進めていく。

また、FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、景観や環境への影響、将来の廃棄、安全面、防災面等に対する地域の懸念が高まっているという事実もある。

…

…再生可能エネルギーの自立化に向けて、FIP制度の導入等を通じて、発電事業者による創意工夫を引き出し、再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めることが重要である。

◆再エネが原発の脅威に

〈再生可能エネルギーのコストは欧州などに比してまだ高い。固定価格買取制度 FIT⁸によって保護・優遇されていることが問題だ〉など、再生可能エネルギーにかんするネガティブな指摘を行っている。しかし、その本旨は、東電福島第一原発事故後、固定価格買取制度 FIT の導入にも促されて、再生可能エネルギーが大いに普及してきており、いまやそれが、ベースロード電源たる原発を脅かし、ひいては大手電力会社の存立を脅かすものになってきているということを問題にしているのだ。

そして、電力自由化の流れの中で新規に参入してきた再生可能エネルギー・新電力を、制度的に圧迫するという狙いがあるのだ。経済産業省と大電力会社による“新電力潰し”である。

⁸ 固定価格買取制度 FIT とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、一定期間、固定価格で買い取ることを、国が電力会社にたいして義務づけた制度。再生可能エネルギーを普及・促進する目的として2012年に導入。

それは、すでに、送電線を独占する大手電力会社が、再生可能エネルギー・新電力の接続を制約するとか、新規受け入れを中断するといった形で行われてきたが、それを制度として推進するというのだ。

一つは、ここで述べられている「FIP (Feed in Premium) 制度」が、FIT 制度にかわって、2022 年から導入されることである。FIT 制度は、再生可能エネルギー事業者の〈保護〉に力点があったのにたいして、FIP 制度は、同じ買取制度ではあるが、〈電力市場の競争を活性化する〉ということを目目としている。大手電力会社などとの市場競争の中で「自立化」という名の淘汰が狙われている。

今一つは、火力のところで言及されている「容量市場」である。日々の電力を売買する「卸電力市場」は既に 2005 年から開始されているが、それとは別に、2020 年から始まっているのが容量市場だ。「容量」とは発電会社の持っている設備能力のことだが、要するに、再生可能エネルギー・新電力に負担をかけて、原発・火力などの老朽化した設備を所有する大手電力会社を支援する補助金制度に他ならない。

まさに、「脱炭素」「再生可能エネルギー推進」といった触れ込みとは裏腹に、現実の制度設計としては、「再生可能エネルギー潰し」「大電力会社防衛」「原発死守」ということが進められているのだ。

【原発は「国が前面に立って」】

【素案② 1 章】

福島第一原発の廃炉は、…世界にも前例のない困難な事業である。そのため、事業者任せにするのではなく、国が前面に立ち、…不退転の決意を持って取り組んでいる。

【素案② 5 章】

高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める。

【素案② 5 章】

…原子力に関する丁寧な広聴・広報を進める必要がある。このため、国が前面に立ち、原子力立地地域のみならず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地も含め、幅広い層を対象として理解確保に向けた取組を強化していく。

翻って原発への言及を見ると、「国が前面に立って」という文言が繰り返し出てくる。東電福島第一原発事故の処理から廃炉の費用も、被害への賠償や復興の費用も、また、使用済み核燃料の処分や、立地地域自治体への対策や交付金も、国家の丸抱えで行うということである。

再生可能エネルギーにたいして、「市場競争で自立化へ」としているのと、あまりにも対照的で「素案②」の本旨がはっきりとわかる。

● 「原発は脱炭素」

【原発は脱炭素電源】

[素案② 4章]

(カーボンニュートラルの実現に向けて) 電力部門においては、再生可能エネルギーや原子力といった実用段階にある脱炭素電源が存在するため、これらの電源を用いて着実に脱炭素化を実現することが求められる。

【2030年における電源構成の目標】

		19年度実績		第5次計画		第6次計画	
脱炭素 電源	再エネ	18%	24%	22~24%	44%	36~38%	59%
	水素・アンモニア	0%		0%		1%程度	
	原子力	6%		20~22%		20~22%	
火力	LNG	37%	76%	27%	56%	20%	41%
	石炭	32%		26%		19%	
	石油等	7%		3%		2%	

[[素案の概要] より作成]

既に、上で、[素案②]の本旨が、「脱炭素」「再生可能エネルギー推進」と触れ込みつつ、それとは裏腹に、「再生可能エネルギー潰し」「大電力会社防衛」「原発死守」が貫かれているということを見てきた。

だから、ここに掲げられている数字を真に受けて、例えば、「再生可能エネルギー 36~38%」が妥当なのかどうかとか、実現性があるのかないのか、という議論することは、あまり意味はないだろう。

ただ、原子力が「脱炭素電源」に区分されていることは、「脱炭素とは、原子力推進」「日本の脱炭素は結局、原子力以外にはないのだ」という意志の現れである。

また、原発の電源構成比率を「20~22%」と掲げたことは、後述するように、「60年超運

転」「リプレイス」「新增設」の道を開くものである。

【V】「60年超運転」「新增設」へ

たしかに、「素案②」では、原発の「60年超運転」「リプレイス」「新增設」という文言を明記することは見送られた。様々な背景があるだろうが、衆院選挙を意識していることは間違いないだろう。したがって、選挙を乗り切ればそれらの文言が復活してくるだろうということは想像に難くない。

もっとも、「素案②」の内容において、既に十分に、原発の「60年超運転」「リプレイス」「新增設」を可能とする道筋ができています。とりわけ、2030年目標の電源構成比率で「原発 20～22%」としたことである。まさに、原発推進の急先鋒である山際大志郎議員が、「(40年超・60年超運転について)直接的表現ではないが素案に書き込まれている」(7月28日 電気新聞)と言うとおりである。

●「反省」という枕詞

[素案② 1章]

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて、エネルギー政策の再出発を図っていくことが今回のエネルギー基本計画の見直しの原点となっている。

...

その上で、今後も原子力を活用し続ける上では、「安全神話」に陥って悲惨な事態を防ぐことができなかったという反省を一時たりとも忘れてはならない。

殊勝な言葉を並べ、随所でこのフレーズを繰り返しているが、「反省・教訓」を枕詞において、その後で、原子力推進ということを縷々展開するといういわば「原子力話法」であり、根本的に無反省である。実際、「運転時には温室効果ガスを排出しない」として、原発を「脱炭素電源」に分類し、「ベースロード電源」にしっかりと位置づけている。

● 「世界で最も厳しい基準」という新たな安全神話

[素案② 5章]

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。

今しがた上で「安全神話に陥って悲惨な事態を防げなかったという反省を忘れてはならない」と確認したところだが、その端から、“日本の規制基準は世界一。その基準に適合したら安全。だからどんどん再稼働を進める”と言っている。

かつて、政府・電力会社は、「放射能を外界と遮断する圧力容器・格納容器などの『5重の壁』による『多重防護』によって原子炉が守られている」と豪語していたが、東電福島第一原発事故において、その「壁」とともに安全神話は崩壊したはずだった。ところが、「世界で最も厳しい水準の規制基準」という新たな安全神話を語り始めている。

この点について、当の原子力規制委員会の更田委員長も、やんわりと苦言を呈しているので引用しておく。

[更田委員長職員訓示（東京電力・福島第一原子力発電所の事故から10年にあたって）2021年3月11日 原子力規制委員会 HP /下線引用者]

…いわゆる世界最高水準、世界で最も厳しい水準の基準という表現についてお話しします。

いわゆる新規制基準は、様々な自然の脅威に対する備え、多重かつ多様なシビアアクシデント対策、大規模損壊対策など、既設炉に対する規制要求としては確かに世界的に例のないものになっています。しかし、置かれている自然条件の違いがあり、文化の違い、経験の違いなどハード面だけでなくソフト面にも様々な違いがあるなかで、基準や規制の国際比較は非常に難しいことです。

もとより、継続的な改善を怠ることがあってはならず、“世界で最も厳しい水準の基準をクリア”という台詞が、基準をクリアすれば大丈夫なんだという姿勢を生まないように、新たな安全神話とならないように、私たちは十分に注意をする必要があります。

●2030 年度「原発 20～22%」で「新增設へ」

[素案②]では、2030 年度の総発電量に占める原発の比率を 20～22%と打ち出している。他方で、[素案②]では、「60 年超運転」「リプレイス」「新增設」の明記は見送っている。

一方、2012 年の「40 年ルール」で、既に多くの原発が廃炉に入ってきたが、さらにこれから廃炉が続出するはずだ。

とすると、9 年後の 2030 年に、「20～22%」など実現しないのではないか？

◆既存原発の現状

まず、既存の原発の現状を見てみよう。

【運用中の原発の数】

福島原発事故前	54 基
運転中（運転可能）	33 基

【電力会社の新增設計画】

計画中	6 基
建設中	3 基

【新規制基準の適合・申請の数】

基準適合	17 基
審査中	8 基
未申請	8 基

経済産業省によれば、「2030 年原発 20～22%」の目標達成には 30 基程度の稼働が必要と説明している。

現在運用中（運転可能）の原発が 33 基。そのすべてが新規制基準に適合したとしても、「原発 20～22%」目標の必要数 30 基をわずかに上回るに過ぎない。さらに建設中の原発 3 基を加えても 36 基。

しかし、経済産業省は、原発の設備利用率を「80%」と高い数字を見込んでいる（21 年 7 月 13 日 総合資源エネルギー調査会「基本政策分科会」）が、2019 年度の実績は 21・

4%。

以上の限りでは、「2030年原発20～22%」はほとんど画餅である。

◆「40年ルール」のハードル

さらに、「2030年原発20～22%」には大きなハードルがある。

【運転開始から40年超・60年超の原発数】

	40年未満	40年超	60年超
2021年	29基	4基	0
2030年	18基	15基	0
2050年	0	18基	15基

東電福島第一原発事故後の2012年6月、政府は、原子炉等規制法を改訂し、原発の運転期間を原則40年と定めた。例外として原子力規制委員会が審査して認めれば、1回だけ最長で20年延長できる。この「原則40年、最長60年」ルールは、過酷事故に踏まえた規制の根幹とあっていい。「40年ルール」導入で多くの原発が廃炉になった。

この「原則40年ルール」の下で、原発の「新增設」がない場合、2030年には、半分近くの15基が40年超となり、それまでに廃炉の手続きに入っているはずである。さらに、2050年には、運転開始から40年未満の原発はゼロになり、すべて廃炉に入っているはずである。

◆「書いてはないが書き込まれている」

たしかに、「40年ルール」の下で「リプレイス」「新增設」がなければ、「2030年原発20～22%」の実現性はほぼない。

しかし、【I】でも見たが、原発推進派の中心部分は「素案」を次のように評価している。

◎日本原子力産業協会・新井史朗理事長

「原子力を活用する方針が示されたものと認識する。原子力が価値を最大限発揮し、『2050年カーボンニュートラル』の実現に貢献できるよう精一杯取り組んでいきたい」（7月27日会見 原子力産業新聞）

◎山際大志郎・衆院議員（自民党・総合エネルギー戦略調査会事務局長）

・「原子力はゼロにならないことを今回宣言した」

・「（40年超・60年超の運転について）直接的表現ではないが素案に書き込まれている」（7月28日 電気新聞）

とくに、「(40年超・60年超の運転について) 直接的表現ではないが素案に書き込まれている」(7月28日 電気新聞)とは、[素案]の「原子力話法」を明け透けに語っている。

◆「裏・エネルギー基本計画」

山際議員がそのようにうそぶくのは次のような裏付があるからでもある。

「第6次エネルギー基本計画」の策定に先立って、自民党内の「電力安定供給推進議員連盟」(細田会長)が提言をまとめ、梶山経産相(当時)に提出した。

【「電力安定供給推進議員連盟」の提言・要旨抜粋 4月23日】

- ・安全審査の効率化、審査体制の見直し
- ・運転期間の複数回延長を可能とする制度見直し
- ・建設中の原発が可及的速やかに完工し運転が開始できるような政府支援
- ・原発のリプレース・新增設
- ・技術の維持発展している新型炉の推進
- ・核燃サイクルの確立、最終処分の実現などに向けた政府支援
- ・既設への投資などが適切に回収されるとともに、新規電源に必要な投資が確保される仕組み
- ・初等中等教育からの安定供給・経済効率性・環境適合・安定供給の重要性の教育

「提言」には、「運転期間の複数回延長」「リプレース」「新增設」などの懸案事項がすべて書き込まれている。電力関係者は、「裏・エネルギー基本計画」と呼んでいるという。

[素案②]では、政治的判断から「直接的表現」されていないが、本音の計画が「提言」であり、[素案②]は「提言」とセットで読む必要がある。

日本の支配層においては、依然として、「原子力死守」であり、「脱炭素」とは「原子力推進」。衆院選後を切り抜ければ、まずは「40年超・60年超運転」、さらに「リプレース」「新增設」に突き進もうとすることは間違いない。

◆財界の要求も

[素案]にたいして、直後から、経済界からは早速、強い要求が出されている。

◎経団連

「(原発について) 必要な規模を継続的に活用するのであれば、運転期間のさらなる延長や新型

炉の研究開発はもとより、リプレース（建て替え）、新增設をエネルギー政策に明確に位置づけるべき」（7月30日）

◎日本商工会議所

「カーボンニュートラル実現には、（原発の）リプレース、新增設が不可欠」（7月30日）

● 「破綻」でも核燃料サイクル推進

「核燃料サイクル政策」は、「使用済み核燃料を繰り返し再利用できる」という触れ込みだったが、その要をなす高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃炉決定で、「核燃料サイクル政策」はその破綻が明白となった。しかし、なお往生際が悪く、「推進する」としている。

【核燃サイクルに取り組む】

[素案② 5章]

使用済み燃料の処理・処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する。

● 放射性廃棄物のベンチを学校に設置

使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の処分問題は全く解決の目処が立たない中で、廃炉時代を迎えて解体された原発から出る放射性廃棄物について、驚くべき方針がだされている。

【海外での委託処理／クリアランス制度】

[素案② 5章]

（廃炉等に伴って生じる廃棄物の処分については）…国内において適切かつ合理的な方法による処理が困難な大型機器については、海外事業者への委託処理を通じ、輸送も含む運用の実績を積むことが可能となるよう、必要な輸出規制の見直しを進める。また、クリアランス物については、廃止措置の円滑化や資源の有効活用の観点から、更なる再利用先の拡大を推進するとともに、今後のフリーリリースを見据え、クリアランス制度の社会定着に向けた取組を進める。

◆「海外事業者への委託処理」

廃炉に伴って、原発の大型機器の処分が問題になっている。「低レベル」⁹とはいえ、放射性廃棄物であり、汚染・被ばくが問題になる。

国際条約でも、放射性廃棄物の処分は、発生国で行うことが原則。ただし相手国の同意があれば可能になる。日本は、現行、外為法の通達で禁止されている。この規制を外すということが、[素案②]で打ち出された。

現在、アメリカやスウェーデンが、放射性廃棄物の受け入れをビジネスと行っている。

放射性廃棄物の処分という難題の解決に困り、海外に移送して、海外の労働者や住民に汚染・被ばくを押し付ける道を開こうとしている。

◆「クリアランス制度とフリーリリース」

クリアランスとは、放射性廃棄物だが、一定の基準を設けて、それ以下ならば「健康への影響が無視できる」として、「放射性廃棄物ではない」とする仕組み。フリーリリースとは、さらに、放射性廃棄物を、一般の産業廃棄物と同じ扱いにすること。廃炉に伴って発生する放射性廃棄物の処分を容易にする狙いがある。

既に、放射性廃棄物をクリアランスにより、ベンチやテーブルといったものに再利用することが行われており、電力会社の社内や宣伝施設内に設置されている。それどころか、例えば、福井県内の高校や大学でクリアランスベンチの設置が行われている。

全国初の設置校である福井南高校 HP では、以下のように紹介されている。

[福井南高校 HP 2021年4月22日 下線引用者]

本校では高レベル放射性廃棄物の処理をめぐる問題を全校挙げて学習しています。今年2月には探究授業「今・未来・デザイン」を実施したほか、この企画に当初から関わっている今泉友里さん(2年)はその後も自主的に自治体や市民活動に携わる方々への取材・探究活動を行っています。これらの新聞記事がきっかけでこの度、日本原子力発電株式会社様よりクリアランス制度を利用したリサイクルベンチの設置依頼をいただきました。

4月21日(水)には日本原子力発電株式会社 立地・地域共生部の中村又司様ら3名が来校。中村様より全校生徒、教職員へクリアランス制度やカーボンニュートラル、エネルギーミックス

⁹ 使用済核燃料の再処理を通して発生する放射性廃棄物は「高レベル」。それ以外、原発の運転に伴って発生する放射性廃棄物はすべて「低レベル」

のあり方について説明をいただきました。この日より新型コロナウイルス感染拡大防止のため3年生は自宅からオンラインで参加、1年生は教室からの配信参加となりましたが、皆メモをとるなど熱心に聞いていました。説明後には、この問題に取り組んでいる今泉さんが日本原電の担当者らへ「ベンチ設置は、原子力にまつわる議論がより身近に感じられ、対話の輪が一層広がるきっかけになると思います」と生徒を代表してお礼を述べました。

このクリアランスベンチは経済産業省や文部科学省、原子力発電所内部や原子力に関わる学術機関を中心に設置されていますが、高校に設置されるのは全国初。日本原子力発電株式会社の担当者は、誰でも触れられるオープンな場所に設置することで今後は広くクリアランス制度について国民に周知、再考してもらうきっかけになればと話していました。

なお、このベンチは1階ロビーへ設置しています。来校の際にはぜひパネルとともにご覧になってください。

◆「放射性廃棄物との共生・共存」

[素案②]でも、「地域との共生」ということが強調されており、その問題については後述するが、これは、原発立地地域の側からの「共生・共存」であり、結局、それは、放射性廃棄物との「共生・共存」という究極まで行きつかざるを得ない。

【VI】「共生」という支配

[素案②]は、表向き「再生可能エネルギー推進」を言いつつ、本音では「原発死守」「電力会社防衛」を至上命題としているという点を以上で見てきた。

今一つ大きな問題がある。

「地域との共生」「地元の理解」「エネルギー問題をじぶんごとに」という文言があるが、これにひっかかりを覚えなだろうか。一貫した眼差しがそこにはある。それは、あくまでも電力会社・大資本がエネルギー事業の主体で、立地地域や利用者は客体だという眼差しである。

【VI-1 再生可能エネルギー 「地域との共生」「地元の理解」】

[素案② 5章]

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適

正かつ適切に再生可能エネルギー発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠である。

…

再生可能エネルギー発電事業について地域が情報を把握するための仕組みとして、2016年の再エネ特措法改正に基づき、発電設備の識別番号、認定事業者名、発電設備の出力等の情報については、経済産業省ホームページにおいて公表されている。今後、事業者の適正で地域の理解を得た事業の実施を更なる地域住民に対する情報提供等により促していくため、改正再エネ特措法に基づき、2022年度から、公表情報の拡大を措置する。

…

再エネ特措法の施行に当たっては、地域の実情を理解している地方自治体との連携が重要である。そのため、2018年10月に全ての都道府県を集めた地域連絡会等を設置し、現在までに4回開催している。

【VI-2 「40年超の立地地域の将来像」「共創会議」】

【素案② 5章】

我が国の原子力利用は、原子力立地地域の関係者の安定供給に対する理解と協力に支えられてきた。今後も原子力利用を進めていくうえで、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠である。

立地地域は、地域資源の開発・観光客の誘致といった地域振興や、避難道路の整備、防災体制の充実など、独自の様々な課題を抱えている。こうした課題に真摯に向き合い、…解決に向けた取組を進めていく。

他方で、稼働停止やその長期化、建設停止、再稼働、運転延長、廃炉等の状況変化により、立地地域では経済的・社会的な影響も生じているなど、当該地域の将来へ向けた見通しが立て難しくなっている。…産業の複線化や新産業・雇用の創出も含めて、立地地域の「将来像」を共に描き、それぞれの実態に即した支援を進める。

例えば、40年超となる運転が進む福井県嶺南地域では、将来像の検討・実現に向けた「共創会議」を立ち上げた。同会議では、福井県の「嶺南Eコースト計画」とも連携し、原子力リサイクルビジネスへの支援や、「もんじゅ」サイトで進められる新たな試験研究炉の整備による研究開発・人材育成、関連企業の誘致等も含めて、国が主体的に関係省庁で連携して取組を進めていく。

【VI-3 共創会議「立地地域の将来像」】

【第1回 福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議 関連資料

2021年6月資源エネルギー庁】

■「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」の設置について

1. 趣旨

○福井県の原子力発電所立地地域においては、我が国初の40年超となる原子力炉の運転も進みつつある一方で、いまだに再稼働が進まない炉も存在するなど、地域の課題も複雑化している。
○エネルギーの安定供給を支えてきていただいた立地地域の方々の将来に対する不安を払拭していくためには、これらの炉が運転開始から60年を迎えた後の将来の姿も見据えながら、持続的な地域の発展を実現していくことが求められている。

○このため、立地地域の方々と、国・電力事業者が、目指すべき「地域の将来像」を共に検討・共有するとともに、その実現に向けて、原子力に関する研究開発等の取組や、産業の複線化・新産業の創出など、国・事業者の取組を充実・深化させていく必要がある。

○こうした議論を行う場として、福井県、敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町、及びエネルギー・地域政策等に関する有識者にご参加いただき、並びに電力事業者の参画を得て、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」を創設する。

2. 検討の進め方

○立地地域の各自治体の地域総合戦略等の内容等を踏まえつつ、20～30年後を見据えた立地地域の産業や暮らし等の「将来像」、及びその実現に向けた国・事業者の対応のあり方を、「将来像に関する基本方針」としてとりまとめる。

○また、必要となる国の施策や、電力事業者の地域共生の取組の内容・実施スケジュール等を「工程表」としてとりまとめる。

○これらの策定後は、毎年、実施状況の把握などのフォローアップを行うほか、必要に応じて「基本方針」「工程表」の改定を行う。

3. 会議の運営体制

○資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課 原子力立地政策室を事務局として、資源エネルギー庁長官及び首席エネルギー・地域政策統括調整官の指導監督の下、ご参加いただく各位のご理解を得つつ、会議を運営するものとする。

■委員名簿

【立地自治体】 福井県知事 杉本達治 敦賀市市長 洲上隆信

美浜町町長 戸嶋秀樹 おおい町町長 中塚寛 高浜町町長 野瀬豊

【有識者】 福井県経済団体連合会会長 八木誠一郎 京都大学教授 宇根崎博信

マトリックスK代表 近藤寛子

【事業者】 関西電力株式会社社長 森本孝 北陸電力株式会社社長 金井豊

日本原子力発電株式会社社長 村松衛

【国の機関】 内閣官房内閣審議官 大沢博 文部科学省研究開発局長 生川浩史

資源エネルギー庁長官 保坂伸 近畿経済産業局局長 米村猛

●主体は電力会社・大資本

上の「素案② 5章」【VI-1】の引用では、再生可能エネルギーの立地において、地域とのトラブル・軋轢が発生しており、そのことをめぐって「地域との共生」「地元の理解」ということが言及されている。

しかし、どうしてそういう問題が発生するのかという深掘りが全くない。そもそも、再生可能エネルギーを推進するのは、端から、地域の外から進出してくる事業者であり、電力会社や大資本であるという前提に立っている。そして、地域の住民は、進出を受ける側であり、事業の客体として扱われ、その事業者が、その住民に「理解」され、「共生」することが課題とされている。

◆電力会社による支配構造の護持

しかし、住民が主体とならないところでは、あえて言えば、原発だろうが、再生可能エネルギーだろうが、その地域に真に根付くことはできない。[素案②]は、〈住民自身が電力事業の主体になる〉という観点は想定されておらず、〈地域が、必要とするエネルギーは自分たちで賄う〉というエネルギー自治の考え方は否定・排除されている。

[素案②]は、電力会社による消費地域の独占と立地地域の支配という構造を護持するという考え方に貫かれている。それは、とりもなおさず、日本という国のかたち、政治・経済・社会の全般にわたる中央集権的な体制という問題そのものである。そして、原発は、そういう電力会社による支配構造、中央集権的な体制を象徴するものだ。

そして、再生可能エネルギーの導入・推進においても、そういう支配構造・支配体制を変更することは許さない考えである。

◆「共生」という強制

「共生」とは、一般には、〈異種の生物どうしが、相互に作用し合う関係〉〈一方が他方を駆逐することのない共存関係〉という意味だ。

しかし、電源立地地域での事業者と地域との関係は到底、「共生」と言えるものではない。

「立地地域との共生」が何をもたらし・何を結果したか。

かつて1950年代、ヒロシマ・ナガサキの被害の深刻さ・残酷さが認識されていく中、また、新たな原水爆実験にたいする抗議が広がる中、他方で、「Atoms For Peace」というア

アメリカの世界戦略の下で、「原子力は夢のエネルギー」「原子力による最先端科学技術の未来都市」という喧伝がなされた。

東京などの大都市を中心として高度経済成長を謳歌している中で、それとは対照的に、地方は、むしろ中央による地方の収奪により、ヒト・モノ・カネが吸い上げていく。そういう中央と地方の矛盾を覆うように、地方では、原発の立地をもって地方にも一気に「未来都市」が出現するかなのような「夢」が語られた。

しかし、電力会社という巨大な事業者が、立地地域を選定するや、その巨大事業の物質力に、地域が飲み込まれ、翻弄され、壊され、否応なしに作り替えられていく。また、原発の稼働とともに、放射性物質の環境への排出や被ばく労働の問題も顕在化してくる。しかも、そこで生産される電力は、その地域に資するものではなく、はるかに遠くの・はえるかに大量の消費地・大都市の成長と発展のためのものだった。

このような問題の顕在化とともに、電源三法交付金が投入される。それによって地方自治体の財政は一時的に潤沢になり、ハコモノが林立するが、やがて、原発マネー抜きには、地域の財政や雇用、政治・経済・社会が成り立たない構造に陥り、地域が丸ごと支配される仕組みができ上がっていく。

そこでは、地域の真の自立ということを許容されていない。電力会社の意向に反した方向で地域の発展を構想することはできない。ただ、電力会社との「共生」を受け入れている限り、原発マネーが投入されるが、立地そのものを拒否するという選択肢はない。

だから、「共生」というが、それは「共生」を強制するものだ。

それは、巨大な物質力をもって、住民一人ひとりに「共生」を迫り、人びとに分断を強いる。ある人びとは、抵抗することは無理と見て長いものに巻かれていく。またある人びとは、そういう地域や人心の変貌を嫌い、地域を後にする。またある人びとは、「共生」に主体的・積極的に乗り、地域の支配層に上昇しようとする。逆にまた、ある人びとは、孤立させられながら、拒否の姿勢を続けるという生き方をする。

立地地域の風景は、一見すると、青々とした田園と巨大な発電施設とが共存している。

しかし、そこをもうひとめぐりしてみると、選択肢のない「共生」という路線の下で、支配と排除と同質化という殺伐とした風景が広がる。

これが、例えば、戦後の福島における、水力から原子力に至る、電源開発の歴史と構造であっただろう。そして、その結末が、過酷事故による汚染と破壊、避難と故郷喪失であった。

●原子力の後も原子力

◆「共創会議」

[素案②]は、具体的な地域に関する言及が少ない中で、福井県における「共創会議」の立ち上げに言及している。【V-2, 3】

福井県内では、関西電力美浜3号機などの老朽化が進みながら、国内初の40年超運転に

踏み込んでいます。

「共創会議」は、「立地地域の将来像」について議論する場として、資源エネルギー庁の指導によって立ち上げられ、今年6月21日に第1回の会合が持たれている。(会議の趣旨や委員名簿については、「資源エネルギー庁・関連資料」を参照)

「共創会議」での議論を見て、改めて、「原子力による最先端科学技術の未来都市」という語り・いや「騙り」は、どうなったのかと問わずにはおれない。この地域では、道路も観光施設のみならず、小型消防車、中学校のパソコンやタブレット、診療所の超音波診断装置、はてはまつりの経費まで原発マネーで賄われている。これはいささかも「最先端の未来」の姿ではなく、むしろ、最低限の社会インフラ、教育や医療・福祉といった事柄が原発マネー抜きには成り立たないという貧困に陥っているということを見せつけているのだ。

「夢のエネルギー」「最先端の未来都市」の語りとともに40年以上「共生」してきたのに、その結果がこの事態である。

しかも原発マネーというが、それは、原発が産み出す付加価値でもなく、税金や電力料金から投入されているに過ぎない。ならば、原発マネーとしてではなく、正規の財政として交付されるべきだ。

そして、いま、原発の老朽化と廃炉という問題に直面して、廃炉とともに地域全体が廃れるという危機が叫ばれている。

ところが、そのような地域の直面する危機にたいして打ち出されているのは、「原子力リサイクルビジネスへの支援や、『もんじゅ』サイトで進められる新たな試験研究炉の整備による研究開発・人材育成、関連企業の誘致等…」([素案②] 5章)。どこまで行っても原発から抜け出せない、「原子力の後も原子力」というスパイラルなのだ。そして「背に腹を変えられない」という地域の事情に付け込んで、「40年超・60年超の運転」の道にのめり込んでいる。

それは、東電福島第一原発事故の轍を踏むものである。

● 「じぶんごと」の押し付け

【V-4 「じぶんごと」】

【素案② 6章】

…全国各地で丁寧な対話や双方向型のコミュニケーションを深め、それぞれの活動においてエネルギーに関することを「じぶんごと」として捉える機会を構築していく。

【素案② 7章】

…こうした[2050年カーボンニュートラルの]野心的目標を達成するには、エネルギー事業

者だけでなく、全ての企業、国民一人ひとりが脱炭素社会という未来に共鳴・共感し、「じぶんごと」として捉えて行動していくことが大前提となる。

極めつけは、「2050年カーボンニュートラルへの挑戦を、国民一人一人がじぶんごととしてとらえることが大前提である」[素案②]という文言だろう。

なんと手前勝手ないい草だろうか。

民衆の多数は、「原発はもうやめよう」と考えている。あるいは、電力会社による地域独占や送電線支配に疑問を感じている。しかし、[素案②]は、そういう問題にまったく踏み込まないどころか、「再生可能エネルギー導入」も、「原発維持」も、電力会社の支配の下で進めるとしている。

そういう計画を「上から」押しつけながら、「国民一人ひとりがじぶんごととして捉えて行動していく」ことなどできるはずものない。

[素案②]は、その内容の仔細の以前に、「上からの計画」という点において、深刻な欠陥・破綻を有している。

●エネルギー自治

見てきたように、[素案②]は、〈住民自身が、地域で事業を起こし、地域のエネルギーを賄い、地域経済の循環を促し、のみならず住民自治を再生・構築していく〉という観点が否定されている。

エネルギー問題とは、単にどういうエネルギーを選択するかという問題にとどまらない。エネルギーの生産・供給・配分をめぐる支配という問題が不可分に絡んでいる。そして、中央集権的なエネルギー支配が貫徹している限り、民主主義や自治の再生もないといことである。

そして、だから、エネルギー支配にたいして、エネルギー自治の模索・追求をもってエネルギー支配を掘り崩していくという大きなテーマが存在する。

「エネルギー自治」とは、電力会社による消費地域の独占と立地地域の支配という構造を護持するという考え方、政治・経済・社会の全般にわたる中央集権的な体制にたいして、〈住民自身が、地域で事業を起こし、地域のエネルギーを賄い、地域経済の循環を促し、のみならず住民自治を再生・構築していく〉という挑戦である。

エネルギー自治は、夢物語ではなく、先進的な地域で開始されている取り組みである。

下に掲げる諸富論文[月刊『住民と自治』2018年1月号]が、岡山市真庭市、同栗倉村、

長野県飯田市の事例を紹介して、その実践的な教訓を提起している。

【V-5 エネルギー自治】

〔諸富徹 論文・地域発エネルギー自治の先進性 ―根幹をなす住民自治〕・一部抜粋

◆エネルギー自治に基づく地域経済循環

これら2つの自治体〔岡山市真庭市、同栗倉村〕が追求する「エネルギー自治に基づく地域経済循環」の中身は概略、以下のようにまとめることができるでしょう。

- ① 自分たちが消費するエネルギーを、地域資源（ここでは森林）を用いて自ら創り出す。
- ② 上記目的のために、域外の大企業に頼るのではなく、自治体、もしくは地元企業が中心となって地域でエネルギー事業体を創出。
- ③ 域外から購入していた化石燃料を、より安価な地域資源（木質バイオマス）に置き換えることで、燃料費を削減、地域の実質所得を上昇させる（「費用削減効果」）。
- ④ それまでは、「化石燃料費支出」として域外に流出していた所得部分を、地域資源である木質バイオマスへの支出に置き換えることで、所得が地域にとどまるようになる。つまり山林所有者や、エネルギーの生産、流通、消費に関わる地元事業者の利潤、雇用者報酬、自治体への税収の形で、地域の実質所得を上昇させる（「資金還流効果」）。
- ⑤ 地域資源の活用による燃料生産（まき、チップ、ペレットなど）から、エネルギー（電気・熱）の生産、流通、消費、そして廃棄物（灰）処理のプロセスで、関連産業が地域に発生し、地域に所得と雇用が生みだされる。

◆エネルギー自治

コミュニティ・ビジネスとしてのエネルギー自治の実践は、①地域経済循環を促すことで、地域の雇用と所得水準を実質的に引き上げ、②とくに人口減少に悩む地域においては、それを反転させる契機となりえます。また、③エネルギー自治の実践を通じて、事業の成功に向けた住民の相互協力が促進され、社会関係資本を蓄積させる効果が期待されます。④事業の実践は、住民自身がリスクを引き受けることと引き換えに、収益を上げる機会を提供し、それを用いてコミュニティの持続可能な発展を図るための事業に投じることが可能になります。つまり、エネルギー自治の実践の成否は、その地域の住民の自治力に依存しますが、他方でその実践は自治力を鍛えるプロセスともなる点で、きわめて重要です。

始まっている事柄はまだ萌芽的な取り組みであるが、ポイントは、エネルギー問題は、エネルギーの選択問題にとどまらず、エネルギー自治の問題であり、延いては、地域の経済社会、住民自治、民主主義の実践的なあり方の問題そのものであるということだ。

もう少し言えば、それは、次のようにいうこともできる。グローバル化の進展により、中

中央集権的な資本主義体制の存立そのものが揺さぶられる。それにたいして、グローバル型の資本主義体制に掉さしていこうというのではない。かと言って、また中央集権的な資本主義体制にしがみつこうとするのでもない。いずれでもないオルタナティブを目指すのである。

すなわち、エネルギーを中央集権型から地域分散型へと転換させつつコミュニティパワーを作り出す。それを通して、観客民主主義から主体的参加型の民主主義・ミュニシパリズム（地域に根付いた自治的な市民主体の政治、市民による地域自治）へ、中央集権・地域収奪型社会から地域分権・ネットワーク型社会への移行を模索し、脱・資本主義のアソシエーション的な政治・経済・社会の体制を追求する。そういう方向での取り組みが、エネルギー自治という取り組みを大きな水路として推し進められる、ということである。

●東電福島原発事故の突き出したもの

改めて、東電福島第一原発事故の突き出したものは見据える必要がある。

それは、第一に、核エネルギーの「解放」ということがもたらした現実の過酷さであり、第二に、経済成長一辺倒の資本主義社会のあり方の問題であるが、第三に、中央集権制の下でのエネルギー支配であり、地方を犠牲にして中央の発展を図る、明治以来の日本国家の構造の問題である。経済発展の中心である東京には原発はつくらなかったのである。そして、この構造が、東電福島第一原発事故を引き起こした今一つの本質に他ならない。

そして、「第6次エネルギー基本計画」は、東電福島第一原発事故を引き起こした構造の改変を拒否し延命を図り、もって第二・第三の過酷事故を準備するものである。根本的に無反省なのである。

だとすれば、東電福島第一原発事故の突き付けたものにたいする答えは、エネルギー支配にたいして、エネルギー自治を打ち立てていくことである。それが、「第6次エネルギー基本計画」にたいするオルタナティブである。(了)